1.世界遺産とは

1972 年(昭和 47 年)のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づく「世界遺産一覧表」に登録された資産のことです。

現在までに 936 件(文化遺産 725 件、自然遺産 183 件、複合遺産 28 件)が登録され、日本国内では 16 件(文化遺産 12 件、自然遺産 4 件)が該当しています。

2.世界遺産候補となった「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」



3.「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録 スケジュール

年度	内容
平成 20 年度(2008)	ユネスコの暫定一覧表に記載
平成 21 年度(2009)	【四道県ほか】・共同推進体制の設立
	・推薦に向けた準備作業
平成 22 年度(2010)	【青森市】「史跡小牧野遺跡保存管理計画」作成作業
平成 23 年度(2011)	【青森市】「史跡小牧野遺跡保存管理計画」策定(H24.3)
平成 24 年度(2012)	【青森市】青森市小牧野遺跡の保護に関する条例の制定
	(H24.12制定、H25.4施行 予定)
	【四道県ほか】包括的保存管理計画作成作業
平成 25 年度(2013)	【政府】ユネスコへの推薦決定 推薦書提出
平成 26 年度(2014)	【国際記念物遺跡会議(イコモス)】 現地調査
平成 27 年度(2015)	【ユネスコ世界遺産委員会】審査 登録

4 . 登録の条件(『世界遺産条約履行のための作業指針』ユネスコ 2005 より)

資産が顕著な普遍的価値を持っているかどうか。

完全性と真正性の条件を満たしているか。

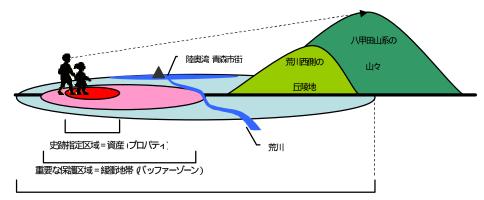
緩衝地帯など適切な保護範囲が条例等により設定されているか。

当該資産を保護するための措置についてまとめた「保存管理計画書」が策定されているか。(平成24年3月、『史跡小牧野遺跡保存管理計画』を策定済み)

5.「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」について

小牧野遺跡を適切に保護し、将来の世代に確実に継承していくために、平成 24年中に「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」の制定を目指します。

また、世界遺産登録については、地元住民や市民の協力が必要不可欠であるため、遺跡の活用や条例等に関する説明会を開催し、協働で作業を進めることとしています。



世界遺産の登録区域と一体的な景観が展開する範囲

① 中野遺跡における保護区域のイメージ〕

6. 小牧野遺跡ボランティアサポーターの活動

(平成24年度より活動開始)

これまでの活動内容

- ・小牧野遺跡の概要説明
- ・どんぐりの森づくり(苗の植付け)
- ・天然の二スを使用したベンチの保守管理 今後の活動予定
- ・どんぐりの森づくり (植樹、どんぐり拾い)
- ・史跡整備への参加 など



(ベンチへの二ス塗布作業)

7. 小牧野遺跡の整備計画について

【スケジュール】

史跡公園として平成 27 年度の一般供用を目指し、以下のスケジュールで整備 を進めることとしております。

発掘調査: 平成 2~17 年度

遺跡の解明を目的とした発掘調査(9,651 ㎡)

保存整備: 平成 17~22 年度

環状列石保存処理試験・修理、保護盛土工事等

公園整備: 平成 23~27 年度

墓や住居跡等の表示や保存管理施設(管理棟)等の整備

【世界遺産登録に向けた整備】

近年、ユネスコでは資産周辺の景観等も非常に重視しているため、小牧野遺跡では、市民や地元の子どもたちと共に、遺跡内に自生するミズナラ・コナラのどんぐりから苗木を育て"縄文の森"を復元する取組みを実施しています。



〔縄文の森"の復元計画〕





① 牧野遺跡から見える景色 情森市街地)〕

【平成24年度事業】

環境整備工事

- ・ 廃棄域 (縄文時代のゴミ捨て場)の保護及び表示に関する整備
- ・ 景観保全に関する整備(スギ等の人工樹の伐採と落葉広葉樹の植栽) 保存管理施設(管理棟)の実施設計、用地取得等 環状列石の防力ビ処理